

(3) 経営事項審査について

- 業種区分「解体工事」の新設に伴い、解体工事業に係る経営事項審査を新設。
- 法施行後3年間（平成28年6月1日～平成31年5月31日まで）に限り、経営事項審査についても経過措置を規定。

「解体工事業」に係る経営事項審査の欄を新設

◆経営事項審査において、許可業種ごとに異なる数値を記載するのは以下の赤字の審査項目◆

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25 \overset{\text{完成工事高}}{X_1} + 0.15 \overset{\text{自己資本比率等}}{X_2} + 0.20 \overset{\text{経営状況}}{Y} + 0.25 \overset{\text{技術力}}{Z} + 0.15 \overset{\text{その他審査項目(社会性等)}}{W}$$

の
解
体
工
事
業
の
経
審
で
は

① **解体工事の完成工事高** について申請

② **解体工事の元請完成工事高**
③ **解体工事の技術職員数** } について申請

経営事項審査の経過措置（平成28年6月から3年間に限る）

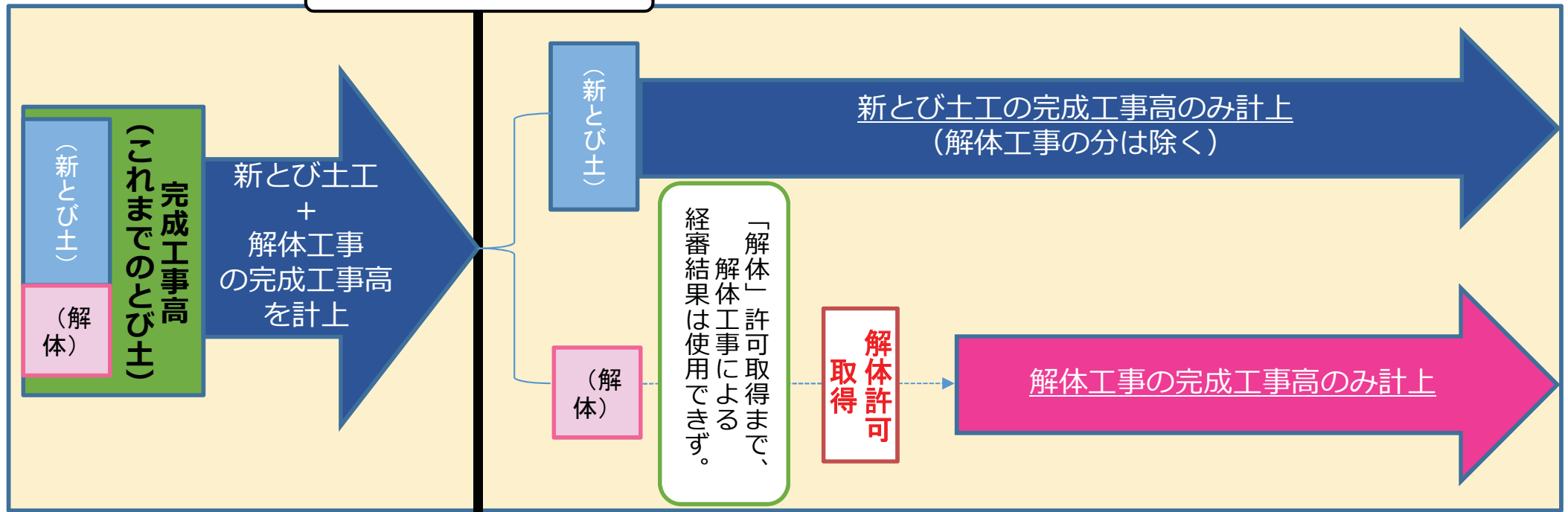
- 改正法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」・「解体工事業」の総合評定値に加え、「改正法施行以前の許可区分によるとび・土工工事業」の総合評定値も算出し、通知を行う
- 「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても1の業種とみなす（通常、技術職員1人につき申請できる建設業の種類は2であるところ、当該ケースに限り3となることを認める）

経過措置期間中に限り、とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）を使用し、これまでの「とび・土工・コンクリート」と変わらない経審結果を算出可能とする

解体業追加による経営事項審査の変化

- ◆ 法施行後、これまでのとび・土工工事業の完成工事高は、解体工事を除くとび・土工工事業（新とび・土工工事業）と解体工事業に分けて計上する必要があるため、とび・土工工事業の経審結果（P値）に変動が生じる可能性がある。

H28.6.1 「解体工事業」 施行



想定される主な変化

【完成工事高について】

これまで、「とび・土工・コンクリート」に含まれていた「解体」の完成工事高を分離

⇒ 「とび土・土工・コンクリート」の完成工事高が減少

【技術職員数について】

技術職員として申請できるのは1名につき2業種までであることから、「とび・土工工事業」の技術職員としてカウントしていた職員の一部を「解体工事業」の技術職員として置き換え

⇒ 「とび土・土工・コンクリート」の技術職員数が減少

法施行後の経営事項審査結果通知書(現行～経過措置～完全施行)

◆ 法施行後、「解体」及び「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄が追加され、完全施行後に「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」が削除される。

現在

許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点 (Z)
			年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高 年平均	技術職員数				
						一級 (講習受講)	基幹	二級	その他	
土 木 一 式	プレストレストコンクリート構造物									
	・									
	とび・土工・コンクリート 法 面 処 理									
	・									
	清 掃 施 設 そ の 他									
	合 計									

解体工事を含む
「とび・土工・コンクリート」

H28.6.1

経過措置
期間

土 木 一 式	プレストレストコンクリート構造物									
	・									
	とび・土工・コンクリート 法 面 処 理									
	・									
	清 掃 施 設 解 体									
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)									
	そ の 他									
	合 計									

解体工事を除いた
「とび・土工・コンクリート」

「解体」及び「とび・土工・コンクリート・解体
(経過措置)」の欄が追加される

H31.6.1

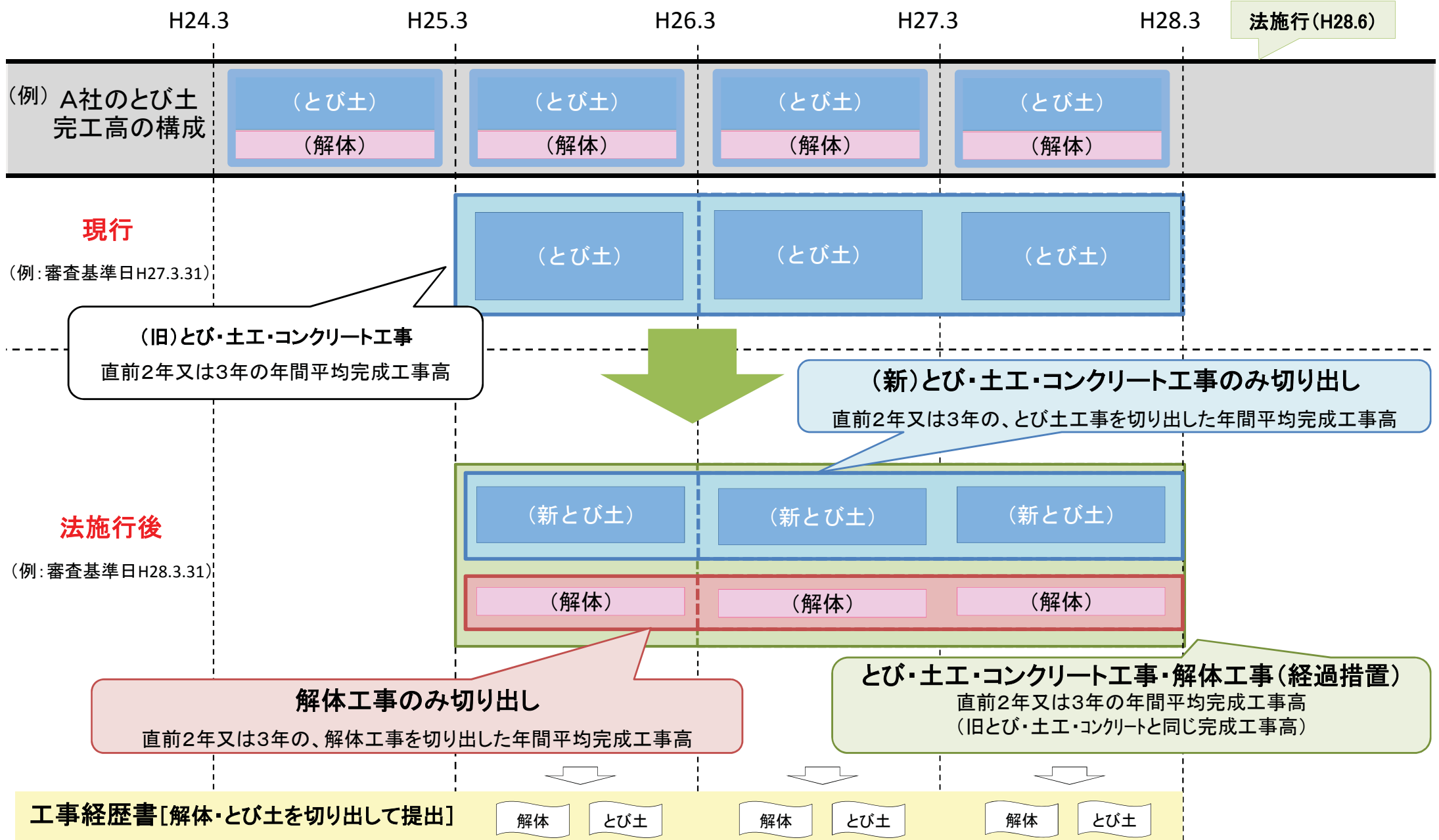
完全施行

土 木 一 式	プレストレストコンクリート構造物									
	・									
	とび・土工・コンクリート 法 面 処 理									
	・									
	清 掃 施 設 解 体									
	そ の 他									
	合 計									

解体工事を除いた
「とび・土工・コンクリート」

「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」
の欄が削除される

解体工事業追加に伴う完成工事高の切り分けについて



通常は決算変更届に添付するが、法施行後に解体又はとび土の経審取得にあたっては、当面申請時に直前2年または3年分のとび・土工・コンクリート工事業、解体工事業の工事経歴書(切り分けを行ったもの)を再度提出する

経営事項審査結果通知書(経過措置期間中の完成工事高)

- ◆法施行後は、「とび・土工・コンクリート」の欄には、解体工事を除くとび・土工工事業の完成工事高を、「解体」の欄には解体工事業の完成工事高を記入。
- ◆「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄には、「とび・土工・コンクリート」と「解体」の完工高を合算した値を記入。

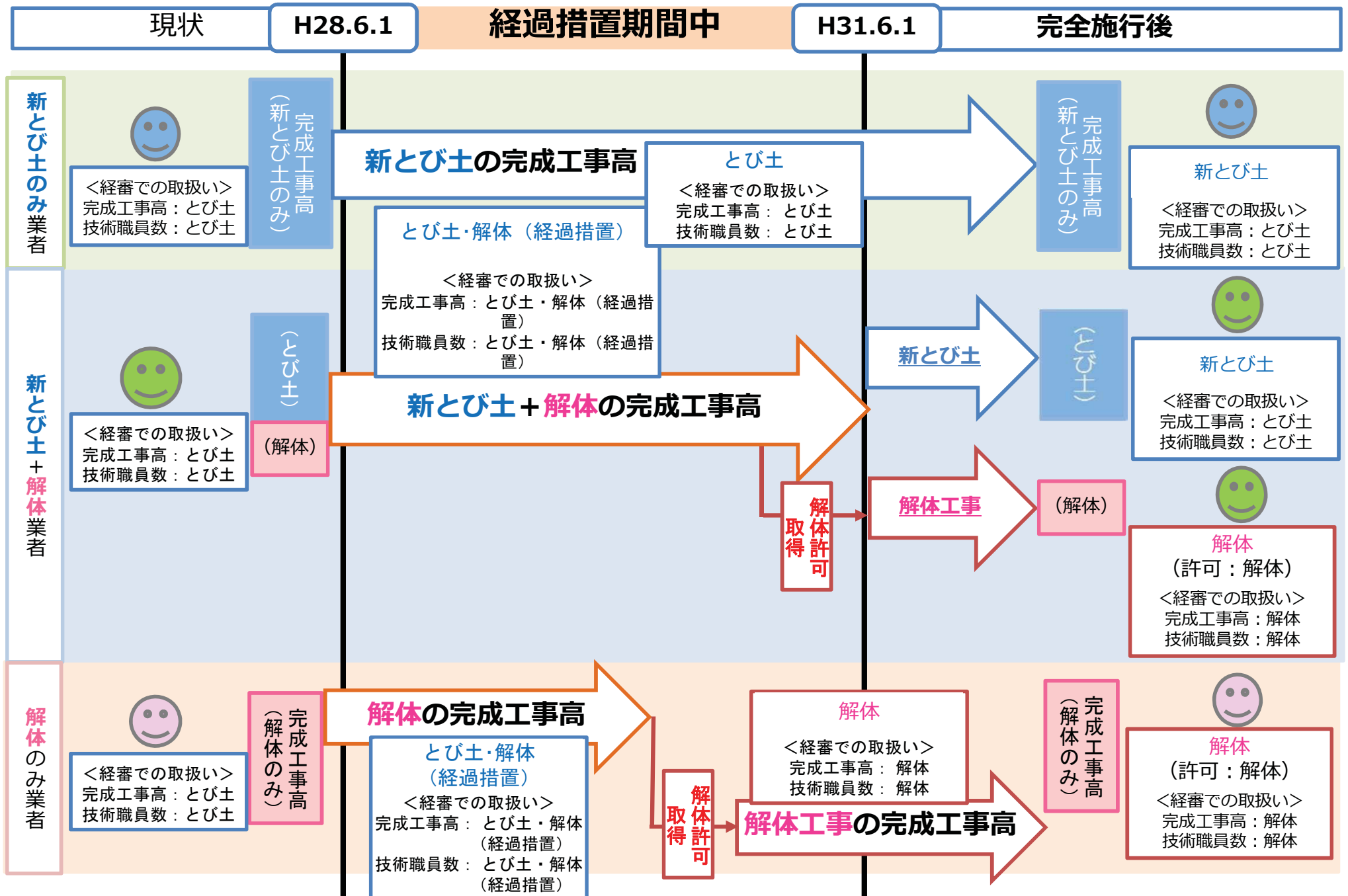
許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点 (Z)
			年平均	評点 (Xi)	元請完成工事高 年平均	技術職員数				
						一級 (講習受講)	基幹	二級	その他	
	土木一式		100,000		0					
	プレストレストコンクリート構造物									
	とび・土工・コンクリート		100,000		70,000					
	法面処理									
	清掃施設									
②	解体		30,000		0					
③	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)		130,000		70,000					
	その他									
	合計		230,000		170,000					

100,000 → 70,000
30,000 → 70,000
130,000

100,000 - 70,000 = 30,000
30,000 + 70,000 = 100,000

- ✓ 法施行前にとび・土工工事業で請け負った完成工事高については、法施行後の新とび・土工工事業又は解体工事業のいずれかに分類し、それぞれ「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の欄に記入。
- ✓ 「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の完成工事高は、旧とび・土工工事業の完成工事高と同じとなる(完成工事高: ③ = ① + ②)。

経営事項審査の取扱いについて(算出される経審点数の例)



経営事項審査結果通知書(経過措置期間中の技術職員数) ①

- ◆ 現行は、1人の技術職員に対し、2業種まで申請することができる。
- ◆ 経過措置期間中(平成28年6月1日～平成31年5月31日まで)に限り、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2つを選んだ場合のみ、その他1業種を追加で申請することができる。

区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点 (Z)
			年平均	評点 (X ₁)	技術職員数					
					元請完成工事高 年平均	一級 (講習受講)	基幹	二級	その他	
	土木一式					1				
	プレストレストコンクリート 構造物									
	・									
	・									
	とび・土工・コンクリート					1				
	法面処理									
	・									
	・									

【現行】
1人の技術職員に対し、
2業種まで申請可能

経過措置期間中(平成28年6月1日～平成31年5月31日まで)

許可 区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					
			年平均	評点 (X ₁)	技術職員数					
					元請完成工事高 年平均	一級 (講習受講)	基幹	二級	その他	
	土木一式					1				
	プレストレストコンクリート 構造物									
	・									
	・									
	とび・土工・コンクリート					1				
	法面処理									
	・									
	・									
	清掃施設									
	解体					1				
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)					1				

【経過措置】
「とび・土工・コンクリート」及
び「解体」の2業種を選択
した場合に限り、その他1
業種を追加で申請可能。

【経過措置】
「とび・土工・コンクリート」又は
「解体」を比較し、点数の高
い方が自動的に反映される

1人の技術職員に対して3業種申請できない例

- ✓ 下記の場合、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」を選択していないため、3業種に申請することはできない。

※3業種申請できるのは、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の両方を申請した場合のみ

許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点 (Z)
			年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高 年平均	技術職員数				
						一級 (講習受講)	基幹	二級	その他	
	土木一式 プレストレストコンクリート構造物					1				
	⋮									
	とび・土工・コンクリート 法面処理					1				
	⋮									
	舗装					1				
	⋮									
	清掃施設 解体									
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)					1				

「とび・土工・コンクリート」には申請しているが、「解体」には申請していない。

「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2業種を選択していないため、3業種申請できない。

◆5点の資格については、監理技術者資格者証の交付を受けた場合6点となる。

		資格区分	土 建	…	と	…	解
建設業法	技術検定	1級建設機械施工技士	5		5		5
		2級建設機械施工技士 (第1種～第6種)			2		2
		1級土木施工管理技士	5		5		5
		2級土木施工管理技士			2		2
		種別 土 薬 液 注 木 入			2		2
		1級建築施工管理技士	5		5		5
2級建築施工管理技士			2		2		
		種別 建 軀			2		2
民間資格		地すべり防止工事 (実務1年)			1		1
		解体工事					2
技術士法	技術士	建設・総合技術監理 (建設)	5		5		5
		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造及びコンクリート」)	5		5		5
		農業「農業土木」・総合技術監理 (農業「農業土木」)	5		5		5
		水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」)	5		5		5
		森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)	5		5		5
職業能力 開発促進法	技能検定	とび・とび工 (1級)			2		2
		とび・とび工 (2級+実務3年)			1		1
		型枠施工 (1級)			2		2
		型枠施工 (2級+実務3年)			1		1
		コンクリート圧送施工 (1級)			2		2
		コンクリート圧送施工 (2級+実務3年)			1		1
		ウェルポイント施工 (1級)			2		2
ウェルポイント施工 (2級+実務3年)			1		1		
実務経験		実務経験を有する者			1		1

※赤字の点数は、平成28年5月31日までにとび・土工工事業の技術者要件を満たしている者に対する点数。
技術者要件の経過措置期間(平成33年3月31日まで)に限り加点することができる。